平成３０年（フ）第１４号
茨城県日立市助川町１丁目12番12―305号
債務者　清野　典一
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第１７号
茨城県高萩市大字上手綱95番地の１
債務者　小島美津子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第２１号
茨城県日立市城南町５丁目３番１―304号
債務者　黒羽　　昇
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第９７号
茨城県古河市三杉町１丁目７番56号　古河レジデンス101号
債務者　上田　佳孝
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第８１号
岐阜市鍵屋西町２丁目12番地
債務者　青木　　実
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第７３号
兵庫県三田市すずかけ台３丁目５番地１　１棟506号
債務者　柏原　　正
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１６号
兵庫県三木市別所町小林711番地の１　ｂｅｎｔ　ｇｒｅｅｎ105号、従前の住所兵庫県三木市緑が丘町東１丁目３番地の21
債務者　神戸　静香（旧姓堀井）
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１５３号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番20―404号
債務者　和唐　雅夫
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６３号
神戸市北区西大池２丁目９番201―104号
債務者　油谷志津子（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９３号
兵庫県尼崎市西川１丁目３番１号　新家建設
債務者　藤田　　優
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２号
鳥取県米子市錦町１丁目206番地２　コーポＹ202号、前住所鳥取県米子市車尾３丁目４番21号
債務者　後藤　圭司
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第６８号
広島市安佐南区西原４丁目33番41―303号
債務者　村田　暢行
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１６号
佐賀市柳町６番８号　古賀アパート１Ｆ東
債務者　野口　隆夫
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６号
鹿児島県大島郡龍郷町大勝2303番地２
債務者　塩崎　　哲
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成３０年（フ）第８２号
岐阜県羽島市正木町須賀本村16番地１、住民票上の住所岐阜県羽島市正木町須賀小松431番地
債務者　今井田高弘
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月26日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第２８５号
東京都西東京市芝久保町２丁目14番４号芝久保コーポラス201号
債務者　髙橋　一城
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５２号
静岡県磐田市二之宮387番地２　アンダンテ102
債務者　高橋　哲哉
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係